

は じ め に

私達の生活する地域社会では、少子高齢化の急激な進行、流動人口の増加や核家族化による人間関係の希薄化などがあいまって、様々な福祉課題が表面化してきています。

このような中で課題を解決していくためには、いままでとは違う視点に立って、新しい手法でイノベーション（革新）を起こしていかなければなりません。

このたび策定した地域福祉計画では、「行政主導のまちづくりから脱却し、市民が主役のまちづくり」の精神のもと、策定当初から、市民のみなさま、関係機関、行政が協働により進めてまいりました。その結果、それぞれが役割を担い、市民のみなさまが主体となって地域の福祉課題に取り組んでいける仕組みを確立し、基本理念である「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」の実現に取り組んでいくこととしました。

これは、これまでのような行政主導の取り組みから考えますと、まさにイノベーションであるといえます。

この地域福祉計画による新しい取り組みによって、地域での人のつながり、家族の絆などを大切にする、温かな文化が築かれることを切に望みます。

最後に、半田市地域福祉計画策定委員会のみなさまには、1年という短い期間でご審議いただき、厚くお礼を申し上げます。また、地区ミーティングや市民研修にご参加いただいた多くのみなさま、各種アンケート調査にご協力いただきました市民、関係機関のみなさまにもお礼を申し上げます。今後も引き続き地域福祉の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成22年4月

半田市長 梶原純夫



策定委員長 寄稿

半田市らしい地域福祉をどう創造していくか

「半田市らしい地域福祉をどう創造していくか」このことをめぐって、市民や職員の皆さんがたびたび議論のなかで発言されてきた。地域主権のまちづくりがすすみ、どんな地域福祉を推進していくかは、まさにそれぞれの自治体の「自己選択、自己責任」の時代になった。

地域福祉とは、社会福祉法で「地域の社会福祉」と規定された。つまり半田市における社会福祉を総称した概念である。社会福祉法が制定される以前の古い考え方では、児童福祉、障害者福祉、老人福祉、その他・地域福祉と言われた。しかし今や時代は、「その他 地域福祉」ではない。これからの地域福祉とは、すべての人たちが安心して地域で暮らせるための新しいしくみである。つまりこの「半田市地域福祉計画」とは、半田市が社会福祉をどのように推進していくかという羅針盤であり、分野別の福祉施策の共通基盤である。

さらに地域福祉とは、公的な福祉サービスの提供だけで成り立つものではない。地域生活の質を高めていくためには、何より近隣の間人間関係が大切であり、地域社会への参加を通じた自己実現が求められる。それには一人ひとりの充足感を高めていくためには、社会福祉への地域住民の参加が求められる。それは行政や福祉サービスの代替や補完ではない。まさに新しい公共をつくる営みであり、「協働」への挑戦である。

地域福祉は市町村ごとの「自己選択・自己決定」の時代になったと述べたが、そのことは「自己責任」が伴うことである。それは行政だけの責任ではない。市民も事業者も役割と責任を担うことである。地域に暮らす一人ひとりがどんな地域福祉を創造していくか。すでに半田市には多くの地域住民が様々な活動をして汗をかき、計画の策定においてはいろいろなアイデアや智恵を出し合ってきた。そのことをもとにして、さらに多くの人たちとネットワークをつくり、「誰もが自分らしく生きられるまち」にしていくことが、半田市らしい地域福祉を形作ることになる。

その営みは始まったばかりである。しかしながら、この一步を踏み出したことは、10年後の半田市にとって大きな意義があることである。この計画を市民のみなさんと大切に育てていく必要がある。

平成22年4月

半田市地域福祉計画策定委員会

委員長 原田 正樹（日本福祉大学）



目次

第1章	計画の策定及び見直しにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画の位置づけ	
3.	計画期間	
4.	策定体制	
	(1) 地区ミーティング	
	(2) 作業部会	
	(3) アンケート調査	
	(4) 地域福祉計画策定検討委員会	
	(5) 地域福祉計画策定委員会	
	(6) 各プロジェクト	
	(7) パブリックコメント	
5.	見直し体制	
	(1) アンケート調査	
	(2) 地域福祉計画推進委員会	
	(3) 地域福祉推進庁内会議	
第2章	半田市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1.	人口・世帯について	
	(1) 人口推移	
	(2) 年齢別人口推移	
	(3) 自治区（自治組織）	
2.	地域福祉の現状	
	(1) 高齢者	
	(2) 障がい者（児）	
	(3) 子ども	
	(4) 生活保護	
	(5) 災害時要援護者	
	(6) 生活困窮者	

3. 地域福祉活動の現状
 - (1) 民生委員・児童委員、主任児童委員
 - (2) ボランティア活動
 - (3) NPO法人・市民活動
 - (4) 福祉事業所等の現状

4. 市民意識と現状からみえてきた福祉課題
 - (1) 市民に優しい支援を行うための連携のしくみ
 - (2) 「どうしよう」「困った」が支援に結びつくためのしくみ
 - (3) それぞれの地域のニーズに応える福祉施策のあり方
 - (4) 世代や立場の垣根を越えた情報の共有と
「できること」を活かせるしくみ
 - (5) 住民の活動意欲を活かすしくみ

第3章 地域福祉計画の基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

1. 基本理念
2. 基本理念の考え方
 - (1) 地域福祉活動の階層
 - (2) 地域の福祉力の向上
 - (3) 地域生活支援

第4章 地域福祉計画の重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

1. 重点施策
 - (1) 地域での課題共有と課題解決のしくみづくり
 - (2) 地域学習の体系化による市民力の育成
 - (3) 課題を市民と行政で協議する場づくり
 - (4) 総合的な地域生活支援のしくみづくり
 - (5) 新たな課題に取り組むプロジェクト体制の整備
2. 重点施策の推進スケジュール
3. 重点施策の財源

第5章 地域福祉を推進するための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第6章 地域福祉計画の推進にあたって・・・・・・・・・・75

1. 計画の推進体制
 - (1) 地域福祉計画推進委員会
 - (2) プロジェクト会議
 - (3) 地域福祉推進庁内会議
 - (4) 運営会議（事務局会議）
 - (5) ふくし井戸端会議
2. 計画の評価
 - (1) 計画の進行管理
 - (2) 計画の運用
3. 地域住民との連携
4. 社協の役割
5. 半田市・社協・関係機関の連携
6. 計画の普及啓発

用語解説集・・・・・・・・・・81